

報道関係者 各位

平成23年 6月14日
(照会先)
国民年金部 適用収納企画指導G長 楠元 金一郎
(電話直通 03-6892-0763)
厚生年金保険部 徴収企画指導G長 佐藤 正二
(電話直通 03-6892-0767)
年金給付部 給付企画G長 渡部 浩
(電話直通 03-6892-0769)
経営企画部広報室
(電話直通 03-5344-1110)

被災された年金受給者等及び 被災地の被保険者、事業主、船舶所有者の皆様へのお知らせ

これまでのお知らせをまとめています。なお、最近の情報は【・・・のお知らせ】(*)と表示しています。

1. 被災された年金受給者・行方不明になられた方のご家族の皆様へ

【国民年金・厚生年金のお支払いについてのお知らせ】(*)

- 年金（国民年金・厚生年金）支払い予定日は、平成23年6月15日（水）となっておりますが、ご指定の口座に通常どおり振り込まれます。

※ キャッシュカード等を紛失された被災者の方は、年金支払いの指定口座をお持ちの金融機関に、現金引き出しの方法をご相談ください。（できるだけ運転免許証など本人確認できるものを金融機関にご持参ください。）

- 年金を郵便局窓口で受け取られている方は、日本年金機構からお送りする「国民年金・厚生年金送金通知書（平成23年6月7日発送）」を、平成23年6月15日以降にご指定の郵便局に持参されるとお受け取りになれます。

※ 平成23年7月11日（月）までは、お客様のご指定の郵便局が営業していない場合や「国民年金・厚生年金送金通知書」を持参できない場合でも、最寄りの郵便局において本人確認を行った上で、年金をお受け取りいただけます。（できるだけ運転免許証など本人確認できるものを郵便局窓口にご持参ください。）

※ 平成23年7月12日（火）以降は、ご指定の郵便局でしか年金のお受け取りができませんので、ご注意ください。

【国民年金・厚生年金の現況届及び生計維持確認届等の提出期限延長のお知らせ】

- 東日本大震災により、災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に平成23年3月11日においてお住まいの方で、誕生日が3月1日から6月30日までの方は、現況届、生計維持確認届及び障害状態確認届の『提出期限』（通常は誕生月の月末）が、平成23年7月31日まで延長されています。

【65歳裁定の特例のお知らせ】（*）

- 平成23年5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が公布・施行されたことにより、平成23年3月11日当時、日本年金機構に登録されていた住所が被災地にあり、特別支給の老齢厚生年金を受給されている方で平成23年3月から6月までの間に65歳に到達される方については、特例で、「年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）（ハガキ）」の提出がない場合でも、65歳からの老齢基礎・老齢厚生年金の決定が行われ、引き続いて年金をお受け取りいただけるようになりました。

【「死亡に係る給付」の請求の特例のお知らせ】（*）

- 一般的に、行方不明となった方の遺族年金の決定は、失踪宣告による死亡日の確定を待って行われるため、少なくとも行方不明となったときから1年経過した以降に決定が行われ、支払が開始されることとなります。

平成23年5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が公布・施行されたことにより、特例で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により行方不明となった方の生死が3ヶ月間分からない場合には、失踪宣告を待たず、その方の死亡日を平成23年3月11日とみなして遺族年金など死亡を支給事由とする年金の請求が行えるようになりました。

- 「死亡に係る給付」を請求される際は、次の①及び②に掲げる書類を提出してください。

① 震災により行方不明となったことの申立書

② 次のアからエのいずれかの書類

ア 法の規定により死亡推定の特例を適用し、支給決定された公的給付等（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく遺族補償年金等）の支給決定通知書

イ 行方不明者であることを理由として、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に規定する災害弔慰金の支給を受けたことが分かる書類

ウ 第三者（事業主、病院長、施設長、民生委員、隣人等）の証明書

エ その他これらに準じる書類

2. 被災地の被保険者、事業主、船舶所有者の皆様へ

【社会保険料の納期限の延長についてのお知らせ】（*）

○ 社会保険料の納期限の延長

- ・東日本大震災により多大な被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県に所在地のある事業主の方々の社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び船員保険の保険料並びに子ども手当に係る拠出金）については、東日本大震災が発生した平成23年3月11日以降に到来する保険料等の納期限が自動的に延長されています。
- ・このうち、青森県と茨城県に所在地のある事業主の方々の社会保険料については、平成23年6月10日に発出された告示により、延長後の納期限が平成23年7月29日となりました。

	延長前の納期限	延長後の納期限
平成23年2月分	平成23年3月31日	平成23年7月29日
平成23年3月分	平成23年5月2日	〃
平成23年4月分	平成23年5月31日	〃
平成23年5月分	平成23年6月30日	〃

※平成23年6月分の納期限は、通常どおり、平成23年8月1日となります。

- ・岩手県、宮城県、福島県に所在地のある事業主の方々の社会保険料については、引き続き、納期限が延長されています。

○ 社会保険料の口座振替について

- ・社会保険料の納期限が延長されたことに伴い、対象地域に所在地を有する事業所等については、延長期間中は一律に社会保険料の口座振替が停止されています。ただし、これらの保険料は、「納入告知書（納付書）」があれば、いつでも最寄りの金融機関で納付していただくことができます。
- ・なお、青森県と茨城県に所在地のある事業主の方々の社会保険料について、口座振替を停止していた平成23年2月分から5月分は、事業所にお送りしている「納入告知書（納付書）」により平成23年7月29日までに最寄りの金融機関で納付していただくこととなります。また、平成23年6月分以降の社会保険料は、口座振替で納付していただくこととなります。

【厚生年金保険等の標準報酬月額の変更に伴うの特例のお知らせ】

- 平成23年5月2日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が公布・施行されたことにより、以下の特例措置が講じられていますので、該当する事業主の方は届出をしてください。

① 標準報酬月額の変更に伴うの特例

被災地域における事業所の被保険者に係る健康保険、船員保険及び厚生年金保

険の標準報酬月額について、賃金に著しい変動の生じた月から改定ができることとなりました。

② 保険料の免除の特例

被災地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険、船員保険及び厚生年金保険の保険料の免除ができることとなりました。

③ 厚生年金基金の標準給与の月額及び掛金等の免除の特例

上記①の厚生年金保険の標準報酬月額を改定された被保険者が厚生年金基金の加入員である場合には、標準報酬月額を改定された月に係る加入員の標準給与の月額も厚生年金基金に届け出ることにより同様に改定することができることとなりました。

また、上記②の特例により厚生年金保険料を免除された事業所について、厚生年金基金に申し出ることによってその掛金または徴収金のうち、免除保険料額の免除ができることとなりました。

④ 子ども手当（児童手当）の拠出金の免除の特例

災害地域における事業所において、上記②の特例により厚生年金保険料を免除された事業所は、子ども手当法により適用される場合の子ども手当の事業主拠出金を免除することができることとなりました。

【国民年金保険料の免除についてのお知らせ】

- 被災に伴い、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、平成23年7月末日までに、ご本人から申請手続きを行っていただければ、国民年金保険料が全額免除になります。

※ 免除となる対象者の範囲の詳細や申請手続きについては、市区町村またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

※ 保険料の口座振替を利用されている方で、被災により今後の保険料納付が困難な方は、口座振替の停止手続きをとっていただく必要がありますので、速やかにお近くの年金事務所までご相談ください。

- 福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村（福島県内の13市町村※、平成23年4月22日現在）に、平成23年3月11日時点で住所があった方は、平成23年7月末日までに、ご本人から申請手続きを行っていただければ、国民年金保険料が全額免除になります。

※ 福島県内の13市町村は、いわき市、田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、双葉郡柵葉町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村です。

以上